

平成26年葛巻町議会1月会議 会議録

平成26年1月21日(火)

午後1時30分 開 議

【開 会】	1
・町長あいさつ		
【会議録署名議員の指名】	3
日程第1 会議録署名議員の指名		
【諸般の報告】	3
日程第2 諸般の報告		
・出張報告		
【議案第1号】	3
日程第3 議案第1号 平成25年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)		
【参考人招致の件】		
日程第4 調査第1号 国と地方の地域格差と地方の活性化対策について.....		8
(参考人) 衆議院議員 鈴木俊一氏		
日程第5 調査第2号 岩手県における葛巻町の振興施策について.....		16
(参考人) 岩手県議会議員 千葉 伝 氏		
日程第6 調査第3号 地方自治法改正に伴う地方議会のあり方及び葛巻町議会 総合条例の意義と今後の課題について.....		27
(参考人) 新潟県立大学国際地域学部 准教授 田口一博氏		

平成26年葛巻町議会1月会議 会議録（第1号）

告示年月日	平成26年1月16日（木）					
開会年月日	平成26年1月21日（火）					
招集の場所	葛巻町役場					
会議の月日	平成26年1月21日（火） 開会13時30分 散会16時11分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	△
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	2 番	鈴木 満		8 番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	鳩岡 修
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長	千葉 洋一	建設水道課長	村木 淳一
	農業委員会会長	鈴木 努	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	教育長	中田 直雅	病院事務局長	岩泉 宇昭
	監査委員	馬淵 文雄	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	総務企画課長	村中英治	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
	住民会計課長	上小路 隆男		

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

あいさつをします。ご苦勞様です。

ただいまから、平成26年葛巻町議会を開会します。

ここで、町長から平成26年葛巻町議会招集に当たって、ごあいさつをいただきます。町長。

町長 (鈴木重男君)

本日ここに、葛巻町議会総合条例施行後最初の議会となります平成26年葛巻町議会1月会議が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

葛巻町議会におかれましては、本日から年間を通じて、いつでも議会を開催できる、いわゆる通年の会期制による議会運営が始まりました。通年会期による議会運営は、全国的に見ましても先進的な、大きな改革であると同っておるところであります。

本町を取り巻く環境は、人口減少という町存続の基本に関わる課題等、大変厳しい状況下にある中で、町民の不安をひとつでも多く取り除き、町民の安心・安全を守り、本当の意味での豊かさや幸せを実感できる町を築いていくためには、行政、議会、町民が一丸となって取り組んでいくことが必要不可欠であります。このようなことから、この度の議会改革に大きな期待を寄せるものであります。

この度の議会運営の改革を遂げられました中崎議長をはじめとして、議員各位並びに新制度の制定に携われました関係各位に対しましても、私からも改めて敬意と感謝を申し上げます次第であります。

また、本日はこのあと、衆議院議員、衆議院外務委員長であります鈴木俊一先生並びに岩手県議会議長、千葉伝先生、そして、新制度の導入に当たって中心となってお指導賜りました新潟県立大学准教授の田口一博先生を本議場にお迎えをいたし、お話をいただけると、そのように同っておるものであります。お三方の先生方には、極めてご多端の折にも関わりませぬ御来町賜りましたこと、そして、ご指導いただきますこと、深く感謝を申し上げます次第であります。

終わりに、議員各位には今後一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

なお、今次議会には、台風18号被害による災害復旧事業に係る一般会計補正予算1議案をご提案申し上げますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

議長 (中崎和久君)

これで、町長のあいさつを終わります。

はじめに、申し上げます。

昨年6月議会定例会で議決しました葛巻町議会総合条例が、昨日1月20日に施行い

たしました。

これにより、平成26年葛巻町議会は、地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制とし、平成27年1月19日までの会期となります。

この間に会議を開く日は、葛巻町議会総合条例に明記されておりますので、ご承知願います。

これから、平成26年葛巻町議会1月会議を開きます。

ただいまの出席議員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている議員は、7番、鳩岡明男君であります。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。会議日程とともにお手元に配布していますので、ご承知願います。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、鈴木満君、8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

出張報告をします。

1月17日、県庁等関係機関訪問のため、盛岡市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、議案第1号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ご苦労様でございます。

それでは、議案第1号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案の方をご覧いただきたいと存じます。

今回の補正案でございますが、平成25年9月に発生いたしました台風18号により被害を受けました林業施設あるいは公共土木施設の災害復旧事業費を計上するものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の補正でございます。

予算の総額に、100,210,000円を追加いたしまして、予算の総額を5,921,264,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

後ほどご説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページは、第2表、地方債の補正でございます。追加でございます。

一つ目が、道路河川災害復旧事業、限度額が30,200,000円。二つ目が、林道施設災害復旧事業、6,300,000円の限度額でございます。合わせまして、36,500,000円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、従前どおりの内容となっているものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

6 ページは、事項別明細書の総括の歳出でございます。

11 款、災害復旧費で104,100,000円の増額でございます。14 款、予備費でございますが、3,890,000円の減額とするものでございます。

前のページをお願いいたします。

歳入でございますが、13 款、国庫支出金を56,600,000円増額するものでございます。14 款、県支出金を7,110,000円増額するものでございます。20 款、町債でございますが、36,500,000円を増額して、今回の事業の財源とするものでございます。

それでは、8 ページをお願いいたします。

まず、歳出でございます。11 款、災害復旧費、1 項、農林水産施設災害復旧費、3 目、林業施設災害復旧事業費でございますが、補正額が14,300,000円でございます。主なものは、15 節の工事請負費でございますが、林業施設災害復旧工事費といたしまして、13,700,000円でございます。

次に、同じく、2 項の公共土木施設災害復旧費の1 目、道路河川災害復旧事業費でございます。補正額が、89,800,000円でございます。主なものでございますが、工事請負費でございますが、88,000,000円を増額しようとするものでございます。

それでは、議案資料の方をご覧いただきたいと存じます。

1 ページでございますが、1 番の歳出の主なものというところをご覧いただきたいと思っております。

災害復旧費でございます。

昨年10月3日から10日の間に、国の災害査定を受けたところでございます。

その中で、一つ目が、林業施設災害復旧事業費でございますが、14,300,000円、査定率が93.4パーセントとなっております。

全3カ所の林道となっております。奥地林道が1カ所、その他林道が2カ所でございます。

工事費では、5,000,000円未満のものが2カ所、10,000,000円以上15,000,000円未満のものが1カ所となっております。

次に、公共土木施設災害復旧事業費でございますが、89,800,000円でございますが、査定率が94.85パーセントとなっております。

全部で16カ所でございますが、河川が2カ所、道路が14カ所となっております。工事費の内訳は、5,000,000円未満が8カ所、5,000,000円以上10,000,000円未満が

7カ所、10,000,000円から20,000,000円の間のもので1カ所となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。

工事箇所の概要でございます。

1番目が、林業施設でございますが、3本でございます。ここにありまして、奥地林道、その他林道ということになっておりますが、次のページに地図がございます。地図の江川方面のところに、林道3カ所、緑色の字で示しておりますが、この3カ所でございます。

それからまた、戻っていただきまして、この三つの路線につきましては、3月に入札をいたしまして、契約をいたしまして、繰り越しということで予定をしているものでございます。8月までには完了の予定でございます。

次に、2番の公共土木施設でございます。こちらにつきましても、全事業について繰越事業として進めてまいりたいと予定しているところでございます。

上の二つ、4番、5番が河川でございます。次のページの地図では、青い字で表示されております。根地戸と戸草沢の2カ所でございます。それ以外の赤いところが、道路災害というようになっているところでございます。

前のページをお願いいたします。

全部で16カ所でございます。この中で、3月中に発注予定のものが、3カ所でございます。契約の上、繰り越しということでございます。それ以外については予算として繰り越しをさせていただきまして、4月に5カ所、5月に8カ所を発注いたしまして、すべてを発注していきたいというように考えております。このうち半分は、8月上旬までに完了見込みでございますが、その他については、9月中に完成するものが4件、10月にかかるものが4件ほどとなっております。それ以外はお盆前に完了の見込みでございます。

以上が、今回の補正の主な内容となっているところでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、終わります。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号は、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただちに、議案第1号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）の審議を行います。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今回の補正は、災害関係のようでございますけども、その中で、工事箇所が、土木で16カ所、林業施設関係では3カ所というような形になっておりますが、現在、他町村におきましては、資材不足あるいは人手不足の影響等から、非常に、入札も不落になるケースが多いというような情報も伺っておりますけれども、現在、町内のこういった資材不足、人手不足の影響、こういったようなことは、どのような状況で捉えておられるでしょうか。その見通しについて、お伺いをいたしたいと思っております。

また、この工事につきましては、繰り越しをいたしまして、8月に完成という先ほどの説明がございました。現在、その工事についても、なかなか進捗状況が芳しくない工事等も見受けられるわけでございますけれども、これらについては、すべて8月完成、若しくは、それ以前に完成させるような努力をするのかどうか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

現在、岩手県内、県北地区はだいぶ震災とか、一昨年の凍上災の関係でアスファルト合材、それから路盤工の採石等が不足しております、大変難儀しております。

現在、発注しております災害復旧、それから路盤舗装の工事も資材等が間に合わないということで、工事延長の請求があったところでございますが、春までには落ち着くと思いますので、町内業者の発注の機会を検討しながら、平準化を図りながら、発注していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

そうしますと、今回の議決された補正予算については、8月までにはすべて完成できる予定にありますか。もう一度、お答えをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

先ほどの提案説明が少し分かりづらかったかと思います。

具体的には、6月から8月までの間に完成予定であるものが8カ所、半分でございます。それで、9月中の完成予定が4カ所、10月中の完成予定が4カ所というようになってございます。ですので、3月、4月、5月というように発注してまいりますが、ちょうど端境期といいますか、公共事業の発注が普段は出ないような時期でございますので、なかなか仕事がないという時期にちょうど繰越事業の分が発注できるようなことで、平準化を図りながら発注を進めてまいりたいというように考えてございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。3番、姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

細かい説明は分かりました。19カ所の仕事をやるようになってはいますが、ただ、その仕事の内容について、その業者、また、専門家もおりますので、川の工事であれば早くやるとか、それから、水が増えるときは川の工事はやらないとか、業者もかなり苦労していると思いますので、その辺をもう少し考えて、10月までに終われることと、それからまた、3月の予算等も、仕事も出てくると思いますので、その辺の兼ね合いを上手に運んで、作業をしてもらった方がよいのではないのでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

発注時期あるいは工事の完成時期、そういう時期についてのお話でございますが、これにつきましては、今お話いただいたような部分に十分配慮しながら、工事の発注あるいは完成の時期等も十分検討しながら、そういう執行に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで、2時まで休憩します。

（休憩時刻 13時51分）

（再開時刻 14時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

冒頭にも申し上げましたが、葛巻町議会総合条例に基づいた議会がスタートしました。これにより、議会の本会議で参考人の制度を活用できることとなりました。

当議会では、早速この制度を活用しまして、本日3名の方から議会において今後の葛巻町議会のあり方やまちづくりの参考とするため、ご意見を伺うこととしました。

本日は、衆議院議員、鈴木俊一氏、岩手県議会議員、千葉伝氏、新潟県立大学国際地域学部准教授、田口一博氏のお三方に参考人としておいでいただいております。お三方には、ご多忙のところお越しいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、日程第4、調査第1号、国と地方の地域格差と地方の活性化対策についてを、議題とします。

参考人は、鈴木俊一氏です。

鈴木先生は、昭和28年にお生まれになり、早稲田大学教育学部を卒業されました。

平成2年、衆議院議員に初当選され、現在は7期目であります。平成14年には、第一次小泉改造内閣で環境大臣を、平成24年には外務副大臣、昨年からは衆議院外務委員長をお務めであります。

本日は、ご多忙のところ時間を作っていただき、おいでいただきました鈴木俊一先生からは、ごあいさつをいただいた後、議員から質問させていただき、ご所見を伺いたいと思います。

それでは、鈴木先生、ご登壇願います。

参考人（鈴木俊一君）

議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを述べさせていただきます。

ご紹介をいただきました、衆議院外務委員長の鈴木俊一でございます。

本日は、歴史ある葛巻町議会に参考人としてお呼びをいただきました。同じ議会人として、この場で発言をさせていただきますことを、大変に光栄に存ずるところでございます。

葛巻町議会、そして議員の皆様方は、日ごろ町民の皆さんの付託を担われまして、

町政の発展のために、これまでも大変なご努力をなされ、成果を上げてこられましたことを、まず、心から敬意を表するところでございます。

このたび葛巻町議会におかれましては、地方自治法第102条の2による通年会期を設定されたところでございます。私も、総務省に聞いたわけでありますけれども、この102条の2を使っただけの通年会期、これを実施している議会は、全国的にもまだ珍しいということございまして、皆さま方の先駆的な取り組み、常に議会改革に取り組もうと、その姿勢に重ねて心から敬意を表するところでございます。

例えば、葛巻町はミルクとワインとクリーンエネルギーの町ということで、地域の持つ産業、あるいは産品、そして、与えられた様々な自然条件、そういうものを活用した取り組みをなされて、成果を上げてきているわけでありますが、こういう成果の中で葛巻町議会が果たされた役割も、これまた、大変大きなものがあると思います。

私から改めて申し上げるまでもなしに、議会の役割、それは町行政当局をチェックする、そういう重い役割があるわけでありまして。ですから、議員の皆様方は緊張感を持って、そうした本来の議会が持つべき役割を担われているわけでありまして、そうしたことを前提として、やはり町当局と、そして、議会が車の両輪となって、協調をしながら、町政の発展に努めるということも、私は、これも極めて大切なことであると、そのように思っているところでございます。

新たに通年会期を設定されました葛巻町議会が、これからも町民の皆様方のご付託に応えられまして、そして、この葛巻町が、これからも素晴らしい町として発展をされますように、そのことを心からご祈念を申し上げまして、冒頭一言ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ありがとうございました。

ご着席ください。

それでは、質問に移らせていただきます。

鈴木俊一参考人に、5番、山岸はる美さんから質問をさせていただきます。

5番、山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

衆議院議員、鈴木俊一先生には、国政復帰後、外務副大臣等の要職に就かれ、国家の重要な外交交渉に充たられるなど、様々な場面でご活躍されておりますことに対して、県民の一人として大変誇りに思うところであります。

本日は、公務ご多忙の中、また、寒さの厳しい中、葛巻町議会1月会議にご出席いただき、ご意見を伺う機会を得ましたことに感謝申し上げます。

さて、平成26年が幕明けいたしました。報道等では、アベノミクス効果により企業の業績は改善傾向にあるなどと伝えられておりますが、私ども山村に暮らす者にとっ

では、景気の上昇など実感できない現状にあります。さらに地方交付税の削減、4月には消費税も、現在の5パーセントから8パーセントへと上がることになっています。

そこで、私どもの選挙区選出の衆議院議員、鈴木先生に伺います。

地方交付税の削減により地方へ及ぼす影響について、先生はどのようにお考えでしょうか。また、国と地方の地域格差については、いかがお考えでしょうか。さらには、私どものような山村、いわゆる地方における活性化については、どのような対策が最も重要であるとお考えなのか、そのご所見を伺います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

それでは、鈴木参考人、ご登壇願います。

参考人（鈴木俊一君）

ご質問をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの山岸議員のご質問は、ひとつは地方交付税が減額をされているという中で、どのような対応が必要なのかということ。それから、都市と地方の格差の問題。さらには、地方とりわけ山村の活性化の問題に対するご質問だったと理解をいたしたところでございます。

最初に、地方交付税でございますが、ご承知のとおり、昨年12月24日でございますでしょうか、来年度予算案が決まったわけですが、その中におきまして、地方交付税が対前年度削減をなされているところでございます。

この地方交付税につきましては、先生方ご存知のとおり、まず、歳出から決めていく。歳出の見込額、給与関係経費でありますとか、あるいは一般行政経費でありますとか、公債費でありますとか、概ね26年度はこの程度の歳出が必要であるということを見込額を積算いたしまして、その上で歳入の方の見込額を出していく。税収がどれくらいあるか、そういうことを勘案して、その不足分を交付税として措置すると、そういう順番での決め方になるわけでございます。

したがって、マクロで言うなれば、地方の税収が上がれば、見込みの歳出額との差がなくなるわけでありまして、地方交付税は、これは減額をされる。逆に、見込みの税収が低い状況でありますと、その分、地方交付税は増やさなければならないと、こういう関係にあるわけでありまして、全体的なマクロの状況を見ますと、地方交付税の削減というものが、全体ではトータルをされていると、こういうことになるわけでありまして。

しかし、それは全体の話であります。東京のように、そもそも不交付団体があります。こういう団体は、財政力が非常に大きい。つまり、財源を持っているわけでありまして、そもそも交付税などを受ける必要がないわけでありまして、東京と言わずとも愛知県、福岡県、そういった、いわゆる大都市を抱える県におきましては、これは地方交付税が減ったからといって、さほど影響が出ないと、これが現実の姿である

と思います。

しかし、翻りまして、私ども岩手県のような独自の財源が乏しい、いわゆる財政窮乏県、こういう県にとりましては、これは基本的にかかる所要の歳出を埋めるために、この地方交付税に頼るところが大きいわけでありまして、この減額といいますものは、大変に影響が出るところでございます。

そういう中で、私ども岩手をはじめ、鳥根、鳥取など、山陰地方もそうなのでありますが、財政窮乏の県の代表が集まりまして、この地方に対するしっかりとした地方財政措置、これについて、縷縷申し入れをしているところでございます。

そういう中で、ひとつ新しい動きが来年度からあるわけでございます。それは、地方法人税、これの交付税の原資化ということでございます。

これは、具体的には東京都にある法人、これは本来、地方税の部分が多いわけですが、それを国税の方に、割合はどのくらいになるか、これからでありますけれども、国税の収入にする。そして、その収入を岩手のような財政窮乏県に対する財政の、その対応策の財源に使うと。こういうような新しい仕組みも、今考えられたところでございます。つまり、東京のような非常に余裕のあるところと、余裕のない県の収入を、収入そのものではありませんけれども、財政を平準化していこうと、そういうような動きでございまして、こういった努力、これを今後とも進めていく必要があると、そのように思っているところでございます。

併せて、ご承知のように、特別交付税という制度もございます。これにつきましては、例えば市町村につきましては、市はそれぞれの市ごとに分配され、町村については県に分配をされて、県でまた県下の町村に再分配をすると、こういうことでありますけれども、こういうような特別交付税、これは、いろいろ増額には、例えば災害が多く起こったとか、様々な理由付けが必要であるわけでありまして、理由は理由として、こういったものを捉まえて、これからも私ども財政の厳しい地域、厳しい町村、これに対する財政的な国の支援、こういうものが必要であるわけでありまして、こうしたものにも、さらに力を入れてまいりたい、そのようにも思っているところでございます。

また、ご質問の中で経済対策、新しい経済対策が進展をして、報道等によれば、だいたい経済の状況が良くなっているのではないかということが言われながらも、残念ながら私たちの地域には、その恩恵というものを実感として感ずることができないというお話がございました。正に重要なご指摘であると、そういうように思ったところでございます。

新しい政権の下で、新しい経済対策がとられております。その効果というのは、ご指摘のように、数字の上では明確にプラスに出ているところでございます。

例えば、株価についてでありますけれども、一昨年11月14日でありますけれども、ちょうど、この日は衆議院で党首討論が行われて、安倍さんと当時の野田さんが討論をして、それでは解散をいたしましょうと、こう言ったその日であるのでありますが、その日の株価が8,664円でありました。それが昨年の暮れ、株取引の最終日、12月30

日には16,291円になりました。約90パーセント増えたというところであります。

ちょっと話がずれてまして、株価の話をしていまして、多くの普通の国民の皆さんは、自分は株は別に持っているわけではないから、何ら影響はない、関係はないと、こういうお話であります。例えば、身近なところでは年金財源、年金、これは、いろいろ運用しているわけでありまして、株価で運用している額も相当額であります。したがって、これだけ株価が好転すると、これからの私たち国民の将来の支えである年金財源というのは、かなり安定化をする。こういう効果もあるわけでありまして、もちろん日本の経済そのものの活性化にも、これが企業の活性化にもつながるわけでありまして。

それから、円高の是正というものも進みました。同じく11月14日、79円51銭だった、この為替レートであります。これが12月の30日には、1ドル105円30銭、これも改善された。

失業率も、一昨年12月4.2パーセントだったものが4パーセントへ、求人倍率も一昨年12月0.83であったものが、昨年の11月には1.00倍になる。求人する方と仕事を求める方が一致をするというところまでまいりました。

何よりもGDP、一昨年の7-9期におきましては、マイナスの3.6でありましたが、それが25年、昨年の1-3期におきましては、プラスの4.5に転ずると、確かに数字の上では、ご指摘のとおりプラスの状況が出ています。

しかし、これが我々の地域にとって、本当にプラスに転じなければならない、これが今年の大きな課題である、そういうように思っているわけでありまして。

確かに、中央のマクロの経済状況が、もう落ち込んでいる中で、我々地方の経済が活況を呈するということが、これはあり得ないわけでありまして、中央の景気が活況を呈してきて、それがまた、地方に転ずるということが求められるわけでありまして。

しかし、我々は今まで何回も苦い思いもしてまいりました。よく、経済はジャンボジェット機が飛び立つように、最後に離陸するのが後輪、これが地方の経済であって、そして、最初に着地するのが後輪、これが地方経済であると、よく、こういう例え話がされるわけでありましてけれども、中央の経済が良くなってきたよ、いつ地方になるのだと思っているうちに、中央経済も失速をしてしまって、終ぞ私どもの地域に、その恩恵が及ばなかった、こういうことが再三あったわけでありまして。しかし、今回はそういうことがないようにしなければならぬ。これが、第一だろうと思っております。

しかし、もうひとつに言えば、中央の経済が良くなるのを、ただ、その恩恵が波及するのを待っているというようなことであっても、これはならないのでありまして、やはり私たち地方のあるものとして最大限の、独自の、自らの努力というもの、これがまた、求められているのではないかと、そういうように思っております。

私は、これは地方独自の活性化、これは先ほども申しましたけれども、それぞれが、それぞれの地域の持つ潜在力、それぞれの地域の産業でありますとか、産品でありますとか、また、それぞれの地域の置かれた地政学的な条件、自然条件、観光等もここに含まれると思っております。こういう持てる潜在力をフルに活かして、自らが地域の活性

化につながる、そういう取り組みを積み重ねていくこと、これは絶対に不可欠なことであると、そういうように思っているところでございます。

この点について、繰り返しになりますが、この葛巻町におかれましては、かねてより、そうしたものを活用しながら、酪農そして畜産、さらにはワインをはじめとする産品、そして風力発電、こういうものに取り組んでおられるわけでありまして、そういう取り組みのさらなる前進、また、幅を広げていく、そういうことが、一方において我々に求められていることではないかと思えます。

それでは、そうした地域の取り組みをどうやって実現していくのか。これは、やはり国の政策との整合性というものも、私は大切である、そういうように思います。国が目指そうとして、打ち出している政策と、それぞれの地域が進めようとするベクトルが逆向きであっては、これは成果が上がらないわけでありまして、国の政策の方向を見ながら、そうした地域独自の取り組みを進めていく必要があると思えます。

そこで、2、3お話をさせていただきたいと思うわけでございますが、今、政府におきましては、私たちの岩手県、この葛巻町もそうではありますが、大切な第一次産業、農業政策の大きな転換を図ろうとしているところでございます。

その大きな転換は、主に水田の話であるわけでありまして、しかし、その水田を活用するという中で、飼料用米をしっかりと位置付けるというのが大きな柱でございまして、この葛巻町の盛んな酪農、畜産、これにも大変大きなひとつの変化があるのではないかと、その変化をプラスに結びつけていかなければいけないのではないかと、そのように思うわけでございます。

もう既に、先生方ご承知のことと思えますが、お米の減反政策というものを転換することになっております。しかし、今後、それでは5年後以降、国は直接減反の割当てをしないということになっておりますが、それでは、需給調整というものを一切しないで、作りたい人が作りたい放題作ればいいのかということ、それは、そうではないわけでありまして。

今、日本の国は高齢化、それから人口減少の社会でございまして。高齢化すると、だんだん人間は食が細くなってくる。私も、若いころは丼飯を食ったものです。しかし、だんだん個人のそうした、例えば食用米の消費も減る、人口も減ってくる、そうなりますと、ますます、これから、今まで以上に需給調整というものは、重要になってくるわけでありまして。

では、その需給調整をどうやるのか。今までのように田んぼを潰して畑にする、麦や豆を作る、そう言っても、もう全国平均で転作率4割ですから、このままでは、もう、なかなか輪作もままならないという格好になってまいります。

そこで、新しい方針では、水田を水田として活用をするということでありまして。これは、食料安全保障上も重要でありまして、一度潰した水田を、また元の水田に戻してお米を作るということも、なかなか難しい。やはり、いざというときに食用米を作れるように水田を水田として活用する。その中に、飼料米といいますが、転作というよりも、言わば本作として、これを位置付けてやっていこうというのが、今回の

この改革のひとつの方向性であるわけでありまして。飼料用米、これを、この畜産分野でもしっかりと耕畜連携、結びつけて、最終的な商品になる。畜産部門にも結びつけて、これを広めていかなければならないわけでありまして、これを進めるために、最高額、10アール当たり105,000円の奨励金を出していこうと、こういう政策でございまして。

しかし、脱穀した飼料米、豚なんかには非常にいいのだそうではありますが、葛巻での、この牛という、なかなか、それは数量的にも限界があると、こういうことで、それではホールクロープサイレージに使おうということで、脱穀をしないで、そうしたホールクロープサイレージ向けのものにも、10アール当たり80,000円という、そういう額が、これは水田農家の方に出るわけですが、そういうことが出てくるわけでありまして、そうしたものをぜひ活用して、機会を捉まえて、この葛巻における畜産の新たな進展、そういうものを、ぜひ考えていかなければならないのではないかと考えております。

併せて、これから日本型直接支払制度というのをやってみます。

これは、どういうものかと言いますと、前政権におけるお米に対する、その直接支払制度、これはこれで農業経営に支えになった、これは事実であります。しかし、あの支払制度が米価そのものの引き下げ効果もあったということも、これもまた事実であるわけでありまして。入札する業者は、どうせ国から15,000円入ってくるのだから、その分、安く買おうと、こういうことになってしまったわけでありまして。そうすると、入札業者が利ざやを設ける。消費者米価は変わらないわけでありまして。そうすると、考えようによっては、お金には色がついておりませんが、あの支払制度のお金は農家の懐をそのまま通り抜けて、何か入札業者の方の懐に入ってしまったのではないかと、そういうことも言えるわけですが。

そこで、今度の新しい日本型直接支払制度は、産業政策というよりも、むしろ地域政策としての位置付けで考えていこうと、こういうことでありまして、農業の持つ多面的な機能、これを評価する。例えば水田で言えば水のかん養もあります。それから、畑地でも草地でもそうでもありますけれども、多様な生物、多様な生態系の保持にも、これも貢献をしている。さらには、農村には伝統文化というものが伝わっているわけでありまして。そこで、農業活動、営農活動というものが行われなくなれば、これが途絶えてしまうということでございまして、水田を水田として、そして、畑地を畑地として、そして、草地を草地として、これを活用していく。これを農地として維持していく。そういうことに対して、それに評価をして支払をしていって、地域のこの重要な第一次産業を支えていこうと、これが日本型直接支払制度のひとつの考え方であるわけですが。

そして、もうひとつ、農業・農村所得倍増10カ年計画というものも、これも大きく打ち出しているところでございまして。かなり、政策を総動員して地域経済を支える、この農村、農業の収入を上げていこうということで、思いきった取り組みがあります。これは非常に意欲的で、ぜひ進めていかなければならない、こう思っているわけであ

りますが、例えば農地の集積を進めていく。今度、都道府県に農地の中間管理機構というものが整備をされていくわけでありますけれども、今後10年間で担い手の利用面積、これを8割にできないか。あるいは再生利用可能な耕作放棄地をフルに活用できないか。また、新規就農者、これを倍増をして、世代間のバランスのとれた産業生産構造に変えていけないか。そして、農商工連携、地産地消、6次産業化、こういうものを通じて、2020年までに現在の1兆円から10兆円に市場規模を拡大をできないか。そして、輸出についても、2020年までに倍増を目指していこうと、こういう意欲的な、ひとつの戦略でございます。

品目別政策におきましても、例えば酪農、畜産につきましては、今後10年間で飼料の自給率を1.5倍程度に引き上げると。現在、自給率26パーセントです。それを、40パーセントに引き上げようと、こういうことで先ほど申し上げました。例えば飼料用米でありますとか、あるいはホールクroppサイレージのワラからの飼料、そういうものを生産する体制も出てきているわけでありますから、そうした多くの方向性を目指して、この10カ年の戦略ということを考えているわけであります。こうした国の政策との、やはり協調ということが、地域独自の、自らの取り組み、そういう中においても必要である、そのように考えているところでございます。

葛巻町では、かねてより再生可能エネルギーに取り組んでこられました。もう、これは岩手県のみならず、全国的にも先駆的な取り組みだったわけでありますが、全国から多くの方々が、この葛巻町に見学に来られる。こういう状況でございましたけれども、あの東日本大震災、福島第一原発の事故以降、一層この自然再生エネルギーに対する期待というものが国民的にも盛り上がっているところであります。

私も、最終的には原発に依存しない社会をつくっていくことが必要である。そういうことになれば、一方において必要なエネルギーを確保する。その上で、この自然再生可能エネルギー、これは極めて重要なものであります。

かつて環境大臣をさせていただきました。そのころは地球温暖化対策、これが、もう環境政策のプライオリティーナンバー1であったわけでございます。CO₂の削減をしていかなければ、国際的に約束した京都議定書の第一約束期間、1990年に比ベマイナス6パーセントということを実現できないということで、一生懸命、英知を絞っていたわけでありますけれども、そのときはCO₂の排出に貢献しないということで原子力発電が、やはり必要な位置付けになっていたわけであります。しかし、今はそういう状況にはないわけでございますから、一層この再生可能エネルギーを進めていかなければならないと思っております。

私は、岩手県はこの再生可能エネルギーに向けた地域であると思っております。ご当地のような、風力もそうでありますし、地熱発電、あるいは海岸部に行けば波力、あるいは雪が少ないわけでありますので太陽光発電、こういったものも、かなり期待が持てる分野でございます。バイオマスもあるわけでございますが、こうした再生可能エネルギーの特徴というのは、火力発電や水力発電のように大規模なものではありません。それぞれの地域に、ある意味では中規模、小規模に点在して設けることがで

きる。それをまた、そこに関連する、例えば何らかの企業を張り付ける。こういったことで、この再生可能エネルギーの設置、これをまた、地域の、例えば山村の活性化に結びつける。今後、そういう正しい手立ても考えていく可能性がある、また、そういう時期ではないかと、そのようにも思っているところでございます。

与えられた時間が経過をいたしましたので、ここで結びとさせていただきたいと思いますが、国全体のこの経済を再生するということは、大都市部だけが再生すればいいということであってはならない。私たちの地方が取り残されることがあっては、これはならないわけでございます。そのためには、ただ単に、そうしたマクロの経済回復が地方にひたひたと、この影響を及ぼすというものを待っているのではなしに、自らの取り組みを行う。そして、その取り組みというものは、国や県の、これから目指そうとする新しい政策と、やはり整合性を持つ形の中でそれを進めるということが、我々、地方の活性化につながるひとつの大きな道ではないかと、そのように考えているところでございます。繰り返しになりますが、葛巻町はそうした面において、先輩の方々のご努力によって、全国でも先駆的な活動をなされてきたところでございます。今回の通年会期をひとつの契機といたしまして、葛巻町議会が町当局と車の両輪となって、今後、地域の活性化に、この葛巻町が先頭に立てるようにご努力をなされますことを心からご期待を申し上げまして、以上、私からの意見表明とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

ただいまは、貴重な答弁をいただきました。鈴木先生ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

議長（中崎和久君）

以上で、鈴木俊一参考人への質問を終了し、調査第1号、国と地方の地域格差と地方の活性化対策についてを、終わります。

鈴木先生には、ご多忙のところ時間を作っていただき、貴重なご意見を伺うことができました。大変ありがとうございました。

なお、鈴木先生は、公務の都合で、ここで退席をされます。

ここで、2時45分まで休憩します。

（休憩時刻 14時38分）

（再開時刻 14時47分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第5、調査第2号、岩手県における葛巻町の振興施策についてを、議題とします。

参考人は、千葉伝氏です。

千葉先生は、昭和23年、岩手町にお生まれになり、日本獣医畜産大学を卒業され、岩手県職員として23年間勤められました。

平成7年4月に岩手県議会議員に初当選され、ただいま5期目であります。この間、総務、農林、福祉と各分野で幅広く活躍なさっております。

ご存知のとおり、その指導力と行動力で昨年9月に岩手県議会の議長に就任されました。

県議会の先頭に立って、極めてご多忙のところおいいただきました千葉伝先生には、ごあいさつをいただいた後、議員から質問させていただき、ご所見を伺いたいと思います。

千葉先生、ご登壇願います。

参考人（千葉伝君）

ただいまご紹介をいただきました、県議会議員であり、9月に議長に就任いたしました千葉伝であります。

今日は、葛巻町として、通年議会が1月20日から施行されたことにより、参考人としてこの場に立たせていただいております。

先ほどご紹介ありましたが、私は隣の岩手町出身ではありますが、平成7年のときから県議に、この八幡平選挙区、前は岩手郡の選挙区でありましたが、今は5期目です。地域の皆さまに、これまでも大変お世話いただいているわけですが、まだまだ頑張らなければならないと、そういう立場であります。

岩手県議会議長に9月の27日に就任したわけですが、今、岩手県議会は定員が48名であります。3人欠員ということで、今現在は45人となっております。

県議会の議長、副議長の決め方と、こういうことを少しお話させていただきたいと思います。県議会では、それぞれ会派というのを構成しておりますが、5人以上で会派ができる。そういった中で、私は今、自由民主クラブというところに属しております。12名であります。それから、9月議会の冒頭の折には、いわて県民クラブ、ここは10人です。そして、民主党が6人、ということで、前の民主党が少し分かれたわけですが、加えて、希望・みらいフォーラムさんが9名です。その他にも社民党さん等々があるわけですが、議長が一番その会派の人数の多いところから出るというのが慣例であります。そして、第2会派、2番目に多いところから副議長、ということで、たまたま私が9月の、4年の任期の内の折り返しの2年と、ということで一番多い会派から議長に就任したと、こういうことあります。

今2年交替となっておりますので、この後、次の選挙までとなりますけれども、議長の仕事をさせていただくと、これまで以上に頑張りたいと思っております。

よろしくお願いをしたいと思います。以上で、ごあいさつに代えさせていただきます。
ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

それでは、質問に移らせていただきます。

千葉伝参考人に、2番、鈴木満君から質問をさせていただきます。

2番、鈴木満君。

2番（鈴木満君）

今日は、私ども葛巻町議会の新たなスタートに、岩手県議会議員、千葉伝先生においでいただき、誠にありがとうございました。そしてまた、先生におかれましては、岩手県議会議長ご就任、誠にありがとうございます。

それでは、私から質問をさせていただきます。

東日本大震災から、まもなく3年を迎えようとしております。岩手県でも、被災地の復興に向けて人的支援や財政措置など、まちづくりや暮らしの再生、産業の再生などに鋭意に取り組んでおられます。早期の復興を願うものであります。

一方で、復興を支える内陸地方の活性化も重要な案件でございます。今現在、盛岡以南はどんどん発展しております。沿岸市町村も復興等予算、復興支援等で震災前よりも、これまた様々な道路等、利便性が良くなるであろうというように思われます。そうしますと、私どもが今住んでおります内陸の県北地方の市町村はポツンと取り残されるのではないかと。また、格差が一層広がるのではないかと、そういう不安、懸念がされるわけでありまして。

そこで、千葉伝先生にお伺いいたします。

岩手県における我が町、葛巻町の振興施策について、復興支援道路と位置付けられております国道281号など道路を含めた生活環境、産業振興など、選挙区選出の県議会議員としてどのようにお考えなのか、そのご所見を伺いたしたいと思います。

ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

議長（中崎和久君）

千葉参考人、ご登壇願います。

参考人（千葉伝君）

ただいま、鈴木満議員からご質問がございました。

葛巻町における様々な問題等がある中で、どのようにその施策をしていく考えがあるのかと、こういう中身かと思っております。

私自身、今日皆さまにお話するという分、先ほど鈴木俊一先生から大きな観点の話があったと思っております。そういった部分は、あまり重ならないようにと、こういうような思いもしておりますけれども、いずれにしても、今回の通年議会に当たってとい

うことで、先ほど申せばよかったですのですが、いずれ議会と行政の立場、そういったものが、私も県議会を通じながら、それぞれ地域の課題、あるいは県政課題に取り組んでいるわけでありませぬけれども、そういった中で、実際に議会の立場からすれば、本当に県民のためになる施策が展開されているか。町議会からすれば、本当に町民の思っている中身に対して、しっかりと対応しているかどうか。そういったチェック、あるいは審査をするという、これが議会の立場とっております。

そういう意味では、今日おいでの議員の皆様方と私は地方議員の一人として、しっかりと頑張っていかなければならない、こういう思いの中で、私自身が今思っていること、そしてまた、葛巻町の抱えている課題、ものすごく多岐にわたると思います。それぞれの分野に、それぞれの現状から、あるいは、然らば、それに対してどう対応していくのだと、こういうことになるわけでありませぬけれども、そういった施策という格好になれば、むしろ町側、例えば鈴木町長さん等とですね、そういったことで、いろいろと進めていただいているわけでありませぬけれども、県の方からも少し現状の中で進めている中身、あるいは将来的にと、こういうことで私自身の考え方も含めて、この場で少しお話をさせていただきたいと思っております。

葛巻町の現状という部分については、今、町長様はじめ議会の皆さんにいろいろと、その対応をしていただいていると、こういうように思っております。

そういった中で、少し細くなるかもしれませんが、ひとつは商工業の関係、それから雇用、観光、あるいは保健、福祉、医療、それから環境、それから農業関係、林業関係、土木関係、教育関係、葛巻の一人の町民が生活していく上にはいろいろな立場の人たちでやっているわけでありませぬ。

最初の商工業の分から申せば、いずれ葛巻は地場産業を振興ということで、若い人たちが定住が図れるように様々な施策を展開していると思っております。6次産業に関わるような分についても支援をしていると、こういうように思っております。

また、商店等が行う設備更新等にも助成制度を持っている。しかしながらと、こういうことで、依然として町内の経済、あるいは雇用情勢は極めて厳しい状況にあるというように私自身も感じているところであります。

企業誘致等もなかなか進まない、ということでもありますけれども、県の方からすれば、私自身も盛岡を中心として考えれば、とにかく南の方はどんどん、トヨタさんをはじめ様々な産業の中で、特に自動車産業を進めていると。これが、その関連の企業が、そこにどんどん張り付いていくと。その結果として、人口なり若い人たちがそちらの方にシフトしていつているのではないかなと、こういう思いをしております。

もちろん、日本全体の経済の状況等々があるわけでありませぬけれども、今アベノミクス等々で中央ではかなり良い方向に向いているといっても、まだまだ地方には、その影響が伝わっていないと、こういう状況かと思っております。

そういった中で、さらに岩手の中でも、そういった格差というと、どういう格差があるのだと、こういう話になるかと思っておりますけれども、私自身は当初から岩手の中で、県南と県北、あるいは沿岸地域のその差というのは、いろいろな意味であると、こう

というような思いをしています。

一番は、やはり所得の関係だと思えます。やはり、この所得がしっかりと確保されなければ、将来的に自分の、例えば子どもさんなり、あるいは仕事をしている方が、自分の子どもは東京の方なり、仕事のあるところに、さらに所得の良いところに移っていくと、こういう状態になっているわけでありませう。もちろん、葛巻だけの問題ではないと思えます。

いずれ、県内のその部分からすれば、やはり、もう少しその商工業に、それから誘致も含めて岩手に、あまり大きいのが一気に来ると、こういうことではなくて、私は10人、20人、そういう小規模のところでもいいから、やはり、こちらの県北、あるいは沿岸の地域に来ていただくような、これは、もちろんセールスを、ただ待っていただけでは来るわけではないと、やはり町挙げて、あるいは町長さんがトップセールスで、今もちろん頑張っているのは重々承知しておりますけれども、県と共にそういったことを進めていく必要があるかと、こういうように思っております。

そういった中で、葛巻町が商工業なり、そういった中では、特に産業関係では食産業という分野で大変頑張っているというふうに思っております。第3セクターであります葛巻町の畜産開発公社、あるいは葛巻高原の食品加工の会社を通して、牛乳、山ぶどう、豊富な地域資源を活かして商品化等に取り組んでいると、こういうように思っております。

そういった中で、さらに新商品の開発、あるいは販路の開拓と、こういうことは、さらに強化していくことが、また必要かと思っております。生産者が農産加工技術をしっかりと向上していくような、さらには町内外の食品加工業者等と連携強化を図っていくと、そういったことが、私は求められているのかなと、そういった辺りも、もう少しやりようがあるのかなと、こういうように思っているところであります。

その他にも、酪農家に嫁いだ女性を中心にして、新しく、くずまき乳製品の加工研究会ということで、ジェラート施設等を25年8月にオープンというようなことで、頑張っているというふうに思っております。もっともっと来た人、あるいは、その宣伝もしていく必要があると思えます。私自身も、毎日あそこで食べられるような状況にまで持っていくように頑張りたいなと思っております。

そういったことで、では、若い人たちが定住、あるいは頑張っていくと、この雇用の関係でどうなのかと、こういう話になると、葛巻町では30歳未満の若い人たち、それから、60歳以上の高齢者の雇用について奨励をしていると、こういうことであります。ほかと同じことをしていて、然らば、定住するかと、あるいは来ていただくかと、こういうことになりますと、やはり、そこにひとつのやり方が、ほかよりも、さらにと、なかなか財政等々あるかと思えますが、必要なところも私はあるのではないかなと思っております。

そういった中で、雇用関係では、葛巻高校さんが大変立派な、就職を含めた分では、私は立派な成績を上げているというふうに思っております。それは、取りも直さず、町民挙げて高校をバックアップしている。そして、そこで学んだ子どもたちがしつ

かりと、ほかに行っても、やはり葛巻の人たちは頑張っていく人たちだなど、こういうような理解を得る。それが私は続いていて、就職内定も含めて大変良い成績に結びついているだろうと思っております。

ちょっと、葛巻高校の部分は、後ほどお話をさせていただきます。

また、観光関係からすれば、まだまだ、入り込みの分はいろいろ、東日本大震災後はあちこち落ち込んだわけでありませけれども、葛巻さんは21年あたりから減少傾向にあると、こういうように見ておりますが、いずれ宿泊、県内外からおいでいただいた人たちに葛巻を見ていただく、葛巻でやっている中身を見ていただくと、そのためには、やはり、ゆっくりとお話をする場面、それがまた、私は研修だけではなくて、その土地、いわゆる葛巻に泊まっていたいて、そして、しっかりと見ていただくと、こういうことが必要だということで、もちろん宿泊施設があるのは知っているわけですが、やはり、もう少し上をといいますが、どんどん来ていただくやり方をして、知名度も上げていくことが必要ではないかなと、少し辛口の部分も言っているので申し訳ないのですが、そういうようなこともおやりになったらいかかなというようには思っております。

ほかの町村でも、よく宝物を探そうということで、宝物というのは、今まであまりその土地で、なんだ、こんなものというものが改めて脚光を浴びる、そういったやり方に持っていくと。いわゆる隠れた、そういった魅力、そういったものを、もっともっと、それは町民一人ひとりが本来見つける、そういうようなことを進めて、これだったら、何とかみんなやっていこうかと、そういうようなことも、アイデアも含めて私はやったらいかかなと、こういうように思っております。そういったことに対して、しっかりと継続をする。いわゆるフォローをしっかりとしていくようなこともお考えになる必要があるというように思っております。

保健、福祉、医療の関係からは、健康くずまきのプランということでありますけれども、ガンあるいは糖尿病による死亡率が県平均を上回っていると、こういうようなことでお聞きしております。町の方でも様々計画を立てて、これからまた、新たなプランも検討しているやにも聞いておりますが、いずれにしても、しっかりとした支援、それは町だけではなくて、あるいは県の方からも保健の関係、福祉の関係、医療の関係は、私自身もバックアップできるようなことは、もっと考えたいと思っております。その他にも、幼児歯科等の問題もあります。

それから、自殺の予防対策ということで、これは、ちょっと出し方に問題があるとか、そういうようなことも、もしかすればあるかもしれません。人口100,000人当たりの数でいけば、県平均が28に対して倍近いと言いますが、人数的にいったらば、私はどうも、この数字の捉え方、やり方が、人口の少ないところがよく出るといのは当たり前の話かなと、こういうような思いがしておりますが、いずれにしても、しっかりとした心の健康という部分では、特に災害を受けた人たちの分野で、どんどん、どんどん落ち込んでいると、もう3年も経つと今までの意欲が、いつになったら普通の生活に戻れるのだとか、普通の仕事ができるのだと、それをある程度キープ、最初

は県とか国とかが何とかしてやるということで期待していたのが、3年も経っても、なかなか思うようにならないと、どんどん、どんどん精神的に落ち込んでいくと、こういうようなことから精神的に参ると、こういうこともあるようであります。

様々この自殺の問題については、それは一人ひとりの状況、置かれている部分が異なると思いますので、軽々にああだこうだと言うわけではないと思いますが、いずれ、そういった方々に如何に手を伸ばす、あるいは相手から話をしてもらう、そういったきめ細かな対策をせざるを得ないのかなと、私はそういうことで思っております。

いずれ、それぞれの相談窓口を含めて、その地域、地域で、町も含めて頑張っていたただけならば、そういった意味からすれば、生活保護の関係もほかよりは多いやの話もありますが、しっかりとした各世帯の実情に合わせた継続した支援というものが、より求められてきていると思います。軽々に、すぐに生活保護ということになりますと、仕事の分も含めて、葛巻だけの問題ではないというように思っております。そういった分は、県あるいは国といった分野にまで、私は、これは波及していく問題だと思っておりますので、まずは地域でどうしていくかと、そういったことの就労支援を含めた対応をして、対策をやる必要があるというように思っております。

葛巻病院、医療の関係では、葛巻病院は近々新しくなると、こういうようには伺っております。いずれ、ここ1、2年で場所も含めて、そういうようなことでありますが、問題は今の県立病院も含めて、医師確保というのが大きな問題になっております。

この間も県議会で、そっちの方の専門の方から、それから勤めている、実際の県立病院のお医者さんからも話を聞いて、何で岩手の医師が、いわゆる足りない状況になる、あるいは、せっかく来ていただいても、なっても途中でお辞めになって、例えば開業をするとか、ほかの病院に移るとか、そういうようなことがあると、こういうことで、なかなかお医者さん一人ひとりの家族構成から、その人の考え方というのがいろいろあると、こういうことで、如何に岩手にずっと医者として働いていただけるかと、その環境をしっかりとつくってやらなければ、なかなか難しいという話があります。

もちろん教育では、やはり大きい都市なんかの方に家族がいる。そうすると、なかなか外に出たくない。あるいは研究のためには、やはり、ある程度大きな病院ではなければダメだとか、いろいろな問題がありますが、究極的にはその人、医者になった人が如何に医者としての自覚、自覚というのか、その医療に対する真摯な対応、そういったことも、なかなか一人ひとりの、その考え方があるということでありました。

なかなか、そういう分からすれば、葛巻の病院が新たになる。そして、それをしっかりやっていく、継続していくには、やはり医師の確保、ここの分を県でも、例えば地元の岩手医科大学の方に15人の岩手県枠というのを作っています。そこに応募して、6年入って、さらに前期後期の研修があってということになると、医大に入ってから約10年かからないと、一人前とか、病院でなり、その医者としての治療等がなかなか難しいと、こういうことからすれば、さあ、これから10年かかってお医者さんを増やそうと、今、宮城県で国の方でつくってもいいよと、こういう話になってはいますが、

なかなか、これも一長一短で、医大をつくると、そこで働くお医者さん、教育する教授とか助教授、現役のお医者さんを、また、そこに100人とか200人と言いましたね、200人くらい確保して、そして、医大の生徒を育てる。そうすると、その200人をどこからという話になって、今でも足りないというので、なかなか厳しいというようなこともあるようであります。まだ、どこがやるというのは決まっていないようです。岩手の医師確保は、全体もそうです。そして、葛巻の病院さんでも、もちろん県も一緒になって医師確保は頑張るとは思いますが、大きな課題だと思っております。

次には、今、葛巻の大きな分では環境関係で、再生可能エネルギーとして、先ほど鈴木先生からもお話ありました。葛巻町は県内の、その中で率先して新たな再生エネルギーに取り組んでいると、このように承知しております。風力、太陽光、バイオマス、ふん尿から木質まで様々な自然エネルギーを取り組んで、町全体の電力をすべて賄うのだと、こういうことで進めていただいているわけで、それはもちろん、これからも、そういったことで、さらに売電も儲かるようなやり方になればいいわけでありませけれども、そういった中で、少しお聞きしている分では、一部施設で維持費等の問題もあるやの話も聞いております。そういった辺りが、将来的に、ずっと続けていく分、如何にすればいいかと、こういうことで導入施設、それから、今やっているところの効率的な維持運用といいますか、そういった辺りが課題かなと思っております。いずれ、これまで頑張っていた葛巻町さんですので、私も県議会、あるいは国等にもっともっと、どうい、またさらに広げるようなことも考えていきたいなというように思っております。

そのほかにも、農業、畜産もあるわけですが、特に葛巻町さんは酪農郷ということで、県内あるいは東北でもトップの酪農地帯と、こういうことで、私自身も葛巻町で大変お世話になった、一緒に仕事をしたということであります。

畜産の分野ではもちろん、これからのやり方で一番大きな部分は、個人が利用する施設が、やはり、例えばもう少し牛の数を増やすとか、そういった場合、あるいは古くなった施設の整備、それから、農地のあちこちに牧草地があってということで、であれば、デントコーン畑もそうですけども、農地の集積と、こういうようなことも、もっと進める必要があると思いますし、自給飼料の確保に向けた、いずれコントラクターを含めた外部委託、そういったことをより一層頑張ってください必要があると思いますが、事業の導入とか予算の確保、こういった分については県を通じながら、もっと町と一緒にやる必要があるのかなと思っております。

もちろん、TPPの問題があります。これを言うとまだまだ、あと30分ほどという話になりますが、ご案内のとおりであります。私たち自身も、仮にTPPが解禁といひますか、そうなれば、葛巻町どころか日本の農業が壊滅すると、こういうような思いがしております。しっかりと守るべきものは守っていただくと、そういうようなことで、国に頑張ってくださいたいと思っております。

一方では、もしかすればとか、いろいろな不安がいっぱいあるので、そういったことは、やはり、きちっと現状の中身がよく分かるように説明をしなければならないと

いうように思っていますが、なかなか国同士の秘密の話ではありませんけれども、難しい部分もあるようです。私も、今どこまでどうなっているのと国会議員の人にも聞くのですが、なかなか、まだはつきりしないというのが現状のようであります。しっかり日本の農業を守っていただくやり方を、さらに頑張っていたきたいと思っております。私は、それが葛巻の酪農を結果的には守ることに結びつくことだと、こういうように思っております。

牧草地の除染の問題、あるいは風評被害問題、皆さんもご案内のとおりであります。しっかりと消費者の皆さんに語りかけて、葛巻町の牛乳なり乳製品等々、あるいは畜産の畜産物は絶対大丈夫だよと、こういうことのやり方を、もう常にやっていかないと、その風評被害というのを消すというのは難しいということで、私ども県議会の方でも、もっともっと、例えば東京に行って、あるいは、ほかに行って、この風評を打ち消すと、こういうことになると思います。それについては、しっかりとした除染も進めなければならない。それから、しっかりとした検査をして、大丈夫なものを販売するのだと、こういうことは県と一緒にやっていく必要があると思っております。そういった意味の安全性に対しての情報発信、こういうことは非常に大事なものだと思っております。

一方、耕作地の放棄の問題については、昨年、農林水産大臣賞を、農業委員会の方で活動していただいた分で認められて受賞しておるわけであります。より一層、放棄地の減少と、こういうことでお取り組みいただくことをご期待申し上げます。

あとは、林業の関係であります。林業の振興は、葛巻町は畜産と林業の町と、こういうことで約9割が山林であります。そういった山林の中で、葛巻町が進めている間伐の促進、あるいは企業の方々と一緒になって、この葛巻で造林なり間伐を進めているというようなことで、私も参加させていただいたりしておりますけれども、なかなか、その木材価格を含め、あるいは造林意欲というものが低下してきていると、こういうことからすれば、やはり、これから50年というか、100年先まで見越した林業経営ということをやっていくためには、こういうことになると、県全体も含めて木材の利用をもっと進めなければなりませんし、その担い手になる人も確保していくと、こういうことも進めなければならないと、こういうことであります。

もっとも、町とか県も再造林も含めた促進を進めておりますけれども、単位面積当たりの経費を一定額で補助するという方式が考えられているわけですが、ぜひ、これは国に対して再造林の定額助成等の創設をお願いすると、そういうことが必要かなと思います。それも、今一緒に頑張りたいと思っております。

そのほかにも、なかなか林道の関係、あるいは地域材の活用対策、これは県の方でも公共施設なり公共工事等に可能な限り、その木材を使つてと、こういうことであります。今、管内のそれぞれの市町村は県と同様に地域材の利用拡大と、こういうことを、しっかりと取り組むということと、県議会を通じながらも、そういうことを進めてまいりたいと思っております。

もちろん、合板の関係は減ったと、こういうことがありますけれども、いずれ葛巻

さんは、岩手くずまき高原カラマツ認証協議会というようなことで、今、委託しながら、地域の利用拡大というのに取り組んでいただいているわけでありまして。この分は、さらに、やはり葛巻町は畜産と林業の町だということを発表しながら、その中身を充実させていくと、こういうことが必要かと思っております。

少し時間が過ぎるかもしれません。

あとはですね、土木関係で道路の関係、これは皆さんご案内のとおり国道 281 号の整備ということで、いろいろと岩手町から葛巻町を通って久慈までと、この国道 281 号の整備については、少しずつ整備は進んでおきております。しかしながらということで、それぞれの地域で、まだまだ緊急性の高い急カーブを含め、あるいは、これからの、ひとつは葛巻バイパスを始め、あるいは平庭トンネルと、こういうことになっていくわけでありまして、県の方といろいろやり取りをすると、緊急性の高いところから重点的に整備を進めると、こういうことでもあります。

いずれ、国道 281 号の整備は緊急性が高い。だったら急カーブなり、その危ないところを早く進めてもらおうと、これは、やはり県の方にもっともっと、そういうところからやると言っているのですから、やってもらいましょうと、このくらいのことを一緒にやればいいのかと思っております。

平庭トンネルの話であります。ここは、もう皆さんと共に 10 年以上にわたってお願いをして、最終的にはものにならないという現状ではあります。そこを、これから、では、どうしていくのだと。やはり、その分でしっかりと、また皆さんと、それから私どもの県議会を通しながら、平庭トンネルの重要性も含めて、私は、まだまだ頑張る必要もあろうと思っております。

そういったことで、今すぐになるかといえば、なかなか、これも難しいということで、県の方に話をすると、ほかの交通量とか、公共事業のほかのことを見ながら検討していくと、いつもの答弁しか出てきませんが、それに対して、さらに強くお願いをする場面とか、また、新たな分というのは、これからの話かと思っておりますので、それは申し上げます。

それから、同じく国道 340 号の整備ということで、これも元町橋あるいは四日市橋区間の改良とか様々な部分で大分着手しているところもありますが、それも含めて、これから橋の工事も進めるといふようなことも県の方から伺っております。

大沢地区とか、小苗代地区とか、日渡地区の急カーブの改良、そういった辺りも少しずつ目に見えるような形で、例えば測量とか、そういうようなこともやっていただくように頑張っていかなければならない。

大沢、泉田、それから西里、荒沢口の歩道整備、なかなか歩道というのは難しい部分がありますが、町とか、地域とか、学校、警察と交通環境改善の検討を行う。そういうようなことを進めながら、整備を頑張っていく必要があろうと思っております。

中心街の活性化の道路整備ということにもなるわけでありましてけれども、なかなか、その用地補償等々のいろいろな問題があります。まちば再生とかというようにすることで、葛巻には取り組んでいただいているとは思っておりますけれども、24 年度から茶屋場

の交差点の改良という部分については、用地補償等が完了したと、こういうことで、その移転完了後、工事着手をするというように伺っているところであります。

その他にも様々あるわけではありますが、単なる道路ということではなくて、防災の関係も含めて、私は道路整備を進めていく必要があると思っております。

河川については、先ほど少しお話が出ていました。去年、土木河川の災害があったわけではありますが、そういった分についても、内田子橋、田子橋辺りがまだ未改修とか、そういうような部分を早く進める必要があると思っております。町で考えているほかの施設との兼ね合いもありますけども、ぜひ河川改修には、これまで過去に私も見させていただいたのですが、まだまだ葛巻には河川改修が必要な分があると、こういうように思っております。

それは、防災関係の砂防事業とか、あるいは急傾斜地の崩壊の関係を防止する、そういったことも葛巻町としては多いと、こういうことだと思っております。

最後に、教育の問題です。

県立葛巻高校の存続ということ、これまで葛巻の唯一の高校だということから、これまでも人材育成に貢献してきていると思っておりますし、先ほど申しましたとおり、学力向上を図られながら、進学、就職 100 パーセント達成とか、そういうようなことであります。

県の方がこれから、新たな再編計画というか、その部分は今少しストップしておりますけれども、東日本大震災の津波の関係で、向こうの高校の状況、あるいは定住というのか、人口の減少等々が、これから見られるかもしれないというようなことを含めて、定員についてはまだですが、やはり間もなくそういうことが始まるよと、そういうことからすれば、葛巻高校を如何にして存続させるかと、大きな私は課題だと思っております。

そういった中で、今まで取り組んでいる葛巻地域の中高一貫教育という部分は、もう少し、県も含め理解してというか、高校を含めて、町と町民が一体となって取り組んでいくと、こういうことが必要だと思いますし、単なる県だけが進めるということではなくて、常に県の教育長が言っているのは、地域の皆さんの声を十分に聞いて検討させていただきませう。これが、県議会の答弁でありますので、そこはしっかりと地元の学校が必要だと、こういうことと、では、地域から学校、高校がなくなったらどうなるのだと、こういうことも含めて私はしっかりと県の方に声を聞いてもらおうと、その上で存続の方向に持っていくと、こういうことが、必要かと思っております。

情報発信については、葛巻さんは光ケーブルも、光ファイバーも通ったと、こういうことであります。

最後に、森と風のがっこうということ、ほかの地域とかではこういう取り組みはないわけがあります。そういったことから、私も拝見させていただいたり、直接話を聞いたりしております。やはり将来の子どもたちが、やはり自然の中で、あるいは体験を通じて学習すると、それは大人になってから、私は生きてくるといのがいっばいあると思います。そういった意味で、この葛巻さんで取り組んでいる、あるいは廃

校になった施設を利用して行っている、そういったやり方は、ぜひぜひ、ずっと継続して頑張ってもらいたいと、むしろ、そういったことをほかに発信していくと、こういうことをしていけばと思っております。

ちょっと、あちこちに走りながら話をさせてもらいました。葛巻町が如何にこれから頑張っていく、まちづくりを進めていくかと、こういうことになるわけでありませけれども、大きな観点からすれば、本来的には町政とすれば、町長さんはじめ、それから議員の皆さんが真摯にやり取りをしながら、もっとこうした方がいいのではないかと、こういうことが、より私は必要かと思えます。

そういった意味で、今回の通年議会というのは、私ども県議会からしても注視してまいりたいと思っております。それは、やはり同じ地方自治を進めていくには、どういうやり方であれば、そこの地域に合った、あるいは県に合ったやり方ができるかと、やはり、その地方自治を進めていく立場からすれば、議会の活性化ということが、より求められるわけでありませし、議会の改革と、こういうことからしても、この通年議会というのは、私はこれからのひとつのあり方、やり方なのかなと思っております。

今日こういう場に立たせていただいて、話をさせていただいたことに、改めて御礼を申し上げて、この先は中崎議長さん、あるいは鈴木町長さん以下それぞれの立場の皆さんが町政の発展に取り組んでおられると、こういうことに敬意を表しながら、より町の発展ができますように、私の話、少し細かい話になったかもしれません。少しでも参考になればということで、ご答弁させていただきます。

ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

先生には、様々な分野を小まめにご答弁いただきまして、大変ありがとうございました。今後ますます県議会でのご活躍をご祈念申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上で、終わります。

議長（中崎和久君）

以上で、千葉伝参考人への質問を終了し、調査第2号、岩手県における葛巻町の振興施策についてを、終わります。

千葉先生、ありがとうございました。

ここで、3時40分まで休憩します。

（休憩時刻 15時33分）

（再開時刻 15時40分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第6、調査第3号、地方自治法改正に伴う地方議会のあり方及び葛巻町総合条例の意義と今後の課題についてを、議題とします。

参考人は、田口一博氏です。

田口先生は、東京農業大学農学部をご卒業後、昭和59年、横須賀市役所に採用されました。議会事務局をはじめ、諸行政事務に従事される中、議会活動に関心を持たれ、平成2年、放送大学で政治学を専攻され、平成16年に同大学院を修了されました。

平成20年に横須賀市役所を退職されたあと、財団法人地方自治総合研究所を経て、平成22年から現職の新潟県立大学国際地域学部准教授でいらっしゃいます。

この間、東京大学大学院法学政治学研究科特任講師ほか、明治大学政治経済学部非常勤講師などもお務めであります。行政学、行政法、地方自治法等がご専門であります。

また、葛巻町議会総合条例の制定に当たり、検討段階から現在までご指導をいただいた先生であります。

田口一博先生には、ごあいさつをいただいた後、議員から質問させていただきます。田口先生、ご登壇願います。

参考人（田口一博君）

ご紹介いただきました、参考人の新潟県立大学、田口でございます。

今、議長さんからご紹介いただきましたとおり、何で新潟からなのかなというように初めての方はお考えかもしれませんが、今回この総合条例という話が出る前から、議会のことについて、こんな改革を考えている、こんなことをやってみたいというようなお話を伺っておりまして、それで、いろいろな話を一緒に考えている間に総合条例をつくろう、また、通年の会期制、地方自治法改正で認められた新しい機能を使ってみよう、そして、今日のように、本会議で参考人質疑ができるようになったから、その本会議で、しかも、町で一番正式な場で、本会議でお呼びするのだから、どのような方がよろしいのかな、そして、地元の代議士さん、それから、県議会の議長さんをお呼びになったと。このようなことで、私も傍聴席かと思って参りましたら、今日は参考人で呼んでいただきまして、大変名誉なことでありありがとうございます。

後ほど、柴田議員からお尋ねをいただくと伺っておりますが、地方自治法改正に伴う地方議会のあり方及び葛巻町総合条例の意義と今後の課題についてを申し上げたいと思います。

それでは、どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

それでは、質問に移らせていただきます。

田口一博参考人に、1番、柴田勇雄君から質問をさせていただきます。

1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

この度は、私どもの議会総合条例制定に当たりましては、田口先生には何回となく足をお運びくださり、直接ご指導賜るなど、多大なご尽力、お力添えをいただきました。改めまして、ここに厚く御礼を申し上げます。

さて、私たち葛巻町議会は、これまで会議の緊張感を高める一問一答方式の導入や、活発な議論とするため議案審査の委員会付託、県内最少人数となる議員定数の削減、さらに議会審議の様子を町民の方々に知っていただくため、町の自主放送設備を用いたの議会生放送や録画放送の先取り導入など、議会活性化方策につながる議会改革にも取り組んでまいりました。

議会運営の基本となる会議規則や委員会条例は、全国的に標準規定例に準じて策定されている現状にありますが、特に公聴会や参考人制度は法律根拠を理由に委員会の専権事項となっており、本会議では認められていない制度になっておりました。

このようなことから、公聴会や参考人制度の活用事例は皆無に等しい状況にありました。これが、今回の葛巻町議会総合条例施行により、本会議で公聴会や参考人制度を活用できるように改正となりました。

今日、このように本会議場で初めて参考人制度を活用しての3人の先生方からご意見を拝聴できますことは、本町議会にとって画期的出来事で大変嬉しく、今後の議会活動にさらに弾みがつくものと思っております。

そのような中、昨年9月に地方自治法が改正され、私ども議員にとってはますますその活動のあり方が問われていると思っております。

そこで、先生に伺います。この地方自治法改正に伴い、私たち地方議会には、どのような活動のあり方が求められているのか、ご所見をお願いいたします。

次に、ご承知のとおり、昨年6月定例議会で葛巻町議会総合条例を可決いたしました。昨日から、これが施行されたところでございます。これまでの議会関係の各種条例と規則を一体化した内容ですが、この中で、特に議会の会期を一年とする通年の会期制も始まりました。この総合条例を制定したことによる意義と今後の課題について、先生のご所見をお聞かせください。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

田口参考人、ご登壇願います。

参考人（田口一博君）

柴田議員から2点お尋ねを頂戴いたしました。

1点目でございます。

平成24年の地方自治法改正について、それを受けて、これから議会に求められる、この活動というものはどういうことであるのか、これが1点目かと存じます。

まず、ちょっと、それを考えてみる前に、少しこれまでの地方自治法改正で議会関係規定がどのように改正されてきたかというのを、簡単に振り返ってみたいと存じます。

平成12年の地方分権一括法が施行されたあと、例えば、葛巻では既に廃止をされましたけれども、政務調査費、これで議会の活性化を図ろうとか、あるいは議会に対する義務付け、梓付け、委員会の数の制限ですとか、あるいは議員の数の上限の撤廃ですとか、そして、委員会の所属をする数を、これも自由化しようというような改正がこれまで行われてきました。

ただし、議会と言っても100人を遙かに超える東京都議会のようなところから、今全国で最低は定数6が三つくらいあるでしょうか、というようなところまで、基本的に同じルール、同じ法律が適用されて、運用されております。

そうしますと、この議会自体のあり方というのは、法律で規定しているよりも、むしろ議会がいろいろな運用を積み重ねてきて、そして、それぞれの議会が、私たちの議会にはこの方法が一番よろしいというような、会議規則をはじめとする、それぞれの議会のルール、あるいは先例、慣例でお決めている部分が多いのではないかなと思います。すると、法律の改正を受けて、それぞれの議会がどのようなことが求められるのか。第一には、すべての議会でその答えは違うのではないのでしょうか。ということ、申し上げてみたいと思います。

例えば、この葛巻。葛巻で、このような取り組みをされているからといって、全く条件が違う、地理的にも違うところで同じことをやったとしても、うまくいくかどうかは分からないし、また別な方法があっていいのではないかなと思うのであります。

例えば、これはよく知られていることですが、御町では議会でデンマークに視察に出かけた。その結果、これからの酪農地帯でどのようなことをやったらいいのかなというのを、議会や町長さん方、執行機関の方々がお話し合いになって、あるいはクリーンエネルギーについても同じような経過があったように伺っております。

そういう形で、この議会、それから町長部局の皆さん方と、これは本当に、先ほども鈴木代議士も、千葉議長さんもおっしゃっていましたが、車の両輪となってやってきた議会と、あるいは今回のような条例、総合条例、基本条例をつくるにしても、一括変換をして、どこかの町のを持ってきて、数分でできてしまうというところもあるのですが、ここは2年おかけになって、そして、議会だけで走ってしまうのではなくて、町長部局の皆さん方としっかりお話し合いになって、どうしたらいいだろうということを議論してきた。その先には、議会、町長部局、そして、町民の方々との協同関係が成り立っているからこそ、議会が極めて大きな自立権を持っていながら、それを条例という形に変えていく、この大きな変革がなしえたのではないかなと思います。

今度は条例ですから、町民の方が直接請求で総合条例の内容を変えたいと、50分の

1の署名が集まれば、少なくともその発議は可能になったのであります。よその議会では、こういうところは知る限り全国にひとつもありません。基本条例というものはつくったとしても、町民に対して議会の会議がどうあるべきだ、議会での決め方がどうあるべきだということをオープンにしたというところは、私の知る限りでは、少なくとも葛巻のほかにはございません。

そうであれば、これからの議会のあり方というのは、ずばり町長に対してどうしようということだけではなくて、先ほどもこの場で二人の、鈴木代議員、そして千葉議長さんがされたように、町の内外の方とこの議場でつながり合って、そして、たまたま今日は私でしたけれども、これから農業の問題はどう考えようかというときに、町長どうするのだ、どうするのだ、だけではなくて、町民の方々、町の中の、例えば農業団体の方々がどういう意見をお持ちになっているのか、そういうようなことを聞く。そして、それをここの、おそらくテレビの画面を通じて町の方々と一緒に考えてみる。そういう場であるということが、おそらく葛巻の町の議会に求められる、これからの活動ではないかなと思います。

重ねて申し上げますけど、この方法が全国どこでも可能であるとは、私は思いません。例えば、よく言われる議会報告会は元々札幌市議会をモデルにつくられた方法でした。札幌市は人口1,500,000人くらいいるのでしょうか。選挙の当選をするときに、失礼な言い方ながら、葛巻の全員の票を集めても市議会議員は当選しない、できない。しかし、そこで当選するためには、朝、地下鉄の駅の前で立ってビラを配るようなことをしないと、だれにも名前も顔も政策も覚えてもらえない。

葛巻はそうではないですね。町民の方と語り合う場があって、町民の方が関心を持って、議会が、町が、どんなことやっているかというのを見て、そして、いろいろな活動が共有できているところなのであります。

確かに、10人という議員数は、岩手県議会、岩手県内の議会としても、また、全国の平均も去年が12.7でしたから、全国平均よりも少ない人数になっているかと思えます。しかし、このカメラの向こうには、この議会の活動を見つめて、そして、支えて、そして、できれば、このように参加できるということを考えている町民の方がいらっしゃるとすれば、町の職員の方々も極めて少ない人数で頑張っていらっしゃると思えますけれども、加えて、よく名前と言われる住民参加、町民参加ということを、こうやって具体的に見える形にしていくということが、この町の議会に求められる活動、第1点目のお尋ねに対するお答えではないかなと思います。

いろいろな方が集まる場、そして、議論する場、また、必要があれば国政が直結する町であるからこそ、県政に力を借りなければならない町であるからこそ、国や県の政治レベルで、こうやって親しく議場に話しに来てくださるということは、本当に有り難いことですし、また、これから、できれば地方はそういう発信をどんどんしていただいて、単に人口だけで、人口の多い少ないだけで、すべてが決められてしまうようなことで本当に日本の国土が守れるのか。日本の農業、日本の食料が守れるのか。そして、日本の地域、国土というものが、それで立ちゆくのかということを考えたと

きに、鈴木代議員も大変お忙しい中でお越しいただいたと思うのですが、しかし、こうやって極めて広い、南関東よりも広い岩手県の選挙区。しかし、そこで、こうやって町民の方に直接語ってくださる代議員を皆さんお持ちになっているということは誇りだと思いますし、また、こういう議場という町で一番の場で議論することができるということも、これからの地方議会のあり方にとって、大変重要なことを全国にお示しいただいたのではないかなと思います。

2点目、総合条例の意義と今後の課題について所見を述べよということですので、感じたことを述べさせていただきますと思います。

最初にお話をいただいたときに、私、行政学とか議会学とかという看板を出して研究をしておりますが、議会の会議規則という議論が日本ではあまり行われていないし、その研究もほとんどないので、会議規則というものを条例に書いてはいけないと、基本的には思っております。

ところがですね、議長さんからいただいたオーダーは、この会議規則を全部条例にしたいと、傍聴規則も条例にしたい、議会に関するものはすべて、ここを見れば分かるようにしたいというようなオーダーをいただきました。どうすればいいかなと、葛巻は既に全国区であります。有名な議会ですから、ここで仮に何かやると、合つていようと、仮に間違っていようと、全国でわっとコピーが広がります。絶対に間違えられない議会です。

この間違えられない議会で、私としては、会議規則は会議規則なのではないですかと申し上げたいところなのですが、でも、それは議会が議会だけでやっていることだけではないでしょと、町長と一緒にやっていっているのだから、町長も関わる。もちろん議会だけではなくて、住民と一緒にやっていっているのだから、住民と一緒になったときに、議会だけが決める会議規則ではおかしいのではないかと。そこまで言われて私は考えを、信念を、少なくとも葛巻町議会に関してだけは変えまして、分かりました、条例は検討しましょう、考えましょうということにさせていただきました。

二元代表制という言葉があります。これは、元々大統領制が地方自治体の姿なのですが、実際に調べてみると、行政学者の目で見ると、大統領制というよりは二元代表制と言った方がいい形になっているねとして、法律上の仕組みではなく、実態を観察した上で出てきたのが、この二元代表制です。

この二元代表制ということは、議員も町長もそれぞれ別々の選挙で選ばれる。こういう場で考えたときに、議会の基本的な有り様を決めるのは、確かに会議規則、議会だけで発議して、議会の議決だけで決めるという方法よりは、町長も納得した上で決める。町長さん再議に付されなかったのですものね、この総合条例を。ですから、これは、議会と町長が共同して町民に約束した条例になっております。町民の方も、もし万が一何かお考えがあれば、50分の1の署名を集めることもできます。

しかし、この二元代表制ということを考えてみると、議会のあり方は町長と町民と共に決める。それが、現実に可能な町のスケールである。この葛巻において総合条例でお決めになったということは、全国このままコピーしていいとは言いませんけれど

も、もし、議会がこういう体制を町長部局、町民と一緒に取れるのであれば、大変素晴らしいことであると思います。

一方で、もうひとつ。これは葛巻の町の伝統というよりは気性、あるいは気質なのではないでしょうか。新しいものができれば、それを取り入れてみる。今までもそうです。クリーンエネルギーにしても、酪農にしても、私の通っていた小学校の隣がタカナシのミルクプラント、私、横須賀市に住んでおりますので。そこで思ったのですけれども、新しいことをどんどん取り入れるというときに、単によそでやっていないことをやろうではなくて、我が町に一番適した方法はどうかということをお考えになって、それをお取り入れになる。これが一番大事なことなのではないかなと思うのです。

通年議会というものは、法制化される前から運用されておりました。調べると、戦前の大規模議会は、ほぼ万年議会と言われる議会でしたし、葛巻でも、あるいは岩手県内でも毎月のように集会をしている議会が普通にあった。昭和22年に地方自治法がつくられたときに、議会は本来毎月開きなさいと地方自治法に書こうとした。しかし、昭和18年、戦争中の当時の町村制の改正で、戦争中だから議会はそんなに開かないでいいという改正をした。昭和31年の地方自治法改正までに、地方自治法のほかの部分には昭和18年以前の形にほぼ戻されたのですが、なぜか議会の関係の規定だけが、昭和18年以来の戦争中だから議会はやらなくてもいいよねという規定に戻されてしまった。これは、今日、妥当だとはあまり思えないのですが、あまりそう思わないで地方自治法の規定、あるいは会議規則というものを使っているところもたくさんあるわけです。

葛巻では、そこを見直しをされて、単に法律の範囲内で条例を定めるという憲法の規定を守るだけではなくて、町に合った法令の範囲内、法律の範囲内で議会のあり方はどうかということを非常にじっくり議論されて、そして、さらに大事なことは、議会だけで突っ走らない。町長部局にも、町長にもよく理解をしてもらって考える。

今回の総合条例の中で、法律に基づく通年の会期制がとられたわけですが、この会期は今までの会期と少し動いていますよね。おそらく、議会の会期を変えてくださいということは、町長さん招集権を持ちになっていたとしても、おそらく簡単におっしゃれることではなかったかもしれない。しかし、議案を出すタイミングですとか、事務のタイミングというようなことから考えると、この会期が一番いいのだということを、じっくり時間をかけて話し合っただけで決められた。

なかなか目に見えにくいのですけれども、どうか、どこかの町の基本条例が全国でコピーされてしまったときではなくて、葛巻町については、こういう議論をして、こういう時間をかけて、こういうように町長と話をし、そして、この条例をつくったのだという、民主主義が一番大事にしている過程、プロセスのところを、これから、どんどん情報発信していただくと、この総合条例の価値というもの、条文は似ているけれども、まるで違ったものによその議会からは見えてくるのではないかなと思います。

細かい点を申し上げますと、いくつかポイントとするところはあると思います。

例えば、議員の任期の開始日に合わせて議会の会期の日を決める。1月の20日、昨

日からというものは、年末に選挙、一般選挙をされて、そして、議会の構成を決めた上で新しい任期に臨まれるというようなことを前提に議論されたと聞いております。おそらく1月1日や4月1日というものを会期の初めにしたとしても、それは、おそらく実務上、非常にやりにくい。そしてまた、議会の中で必ず議決しなければいけないものと、町長側で専決処分でもいいのではないかということも、今回、丁寧に見直しをされて、例えば3月31日に地方税法が改正されたからといって、夕方になってから本会議を開かなくてもいいというようなことも、今回、十分な配慮をされているのであります。

いずれにしろ、ここまで非常に粘り強く、辛抱強く議論をされた中崎議長さんをはじめ議員の皆さん方、大変にお疲れ様でした。また、良い見本を示していただきましたと御礼申し上げますと同時に、やはり、この議論をしっかりと支えて、また、どうすれば良いか、町のために考えていただいた町長さん以下皆さん方に、そして、おそらくカメラの向こうで見ていらっしゃる町民の方々に、こういう議会って、あるいは、こういう町長部局って、私、年間で60回くらいお話しますけれども、本心で申し上げますけど、そうそうよそにはいませんよということを申し上げて、私の意見といたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

田口先生には、細部にわたりまして、基本的なことまでご指導いただきまして、誠にありがとうございました。

この総合条例の制定につきましては、一番自覚しなければならない者は、我々議員でございます。これは、当然のことでございますけれども、この自覚とともに、やはり、この条例制定によりまして、議会活動に新鮮みが加味されたなというようなのが、私の実感でございます。これを今後、私どもが有効に活用させていただきたい、このように思っております。

先生には、条例制定に当たりましてはご指導いただきましたけれども、お目付役的な存在として、今後とも、ぜひご指導賜り、激励賜れば幸いです。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（中崎和久君）

以上で、田口一博参考人への質問を終了し、調査第3号、地方自治法改正に伴う地方議会のあり方及び葛巻町総合条例の意義と今後の課題についてを、終わります。

本日、参考人としてお越しいただきましたお三方には、大変お世話になりました。

初の試みで、至らなかった点も多くあったかとは思いますが、ご丁寧に対応いただきまして、誠にありがとうございました。

葛巻町議会は、今後も皆様のご意見を伺いながら、より良い議会運営を目指して活動してまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

(休憩時刻 16時09分)

(再開時刻 16時10分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

以上で、本日の日程は全て終了し、会議に付された事件は全部終了しました。

鈴木町長をはじめ、関係者と町民の皆さまのご理解をいただき、新制度の下、新たなスタートとなりました。

私どもも、今後一層気を引き締めて議会活動に励んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次回は、3月第1金曜日の7日に開会することとします。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 16時11分)